

亀山市告示第75号

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱（平成25年亀山市告示第60号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「420円」を「300円」に改め、同表備考6中「540円」を「270円（法第4条第3項に規定する障害児にあつては、540円）」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。